資料4

# 占冠村猟区に係る維持管理事務の委託について

## 1. 猟区について

### (1)猟区制度の概要

| 区　　分 | 内　容 |
|---|---|
| 制　　度 | 猟区とは、放鳥獣等により積極的に狩猟鳥獣の生息数の確保を図るとともに、可猟区域の一部を分割して、その区域内で排他的に入猟者数、入猟日、狩猟鳥獣の捕獲制限等を行う区域であり、管理された秩序ある狩猟を行う場所のこと。<br>猟区は、設定主体が都道府県知事の認可を受け、10 年以内の存続期間を定めて設定され、猟区管理規程に基づいて運営される。<br>猟区で狩猟をするには、入猟承認料を支払うとともに、猟区設定者の承認を得なければならない。 |
| 管理方法 | 猟区管理規程による |
| 根　　拠 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 68 条～第 74 条 |

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（猟区の認可）

第六十八条　狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、放鳥獣、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者は、規程を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域（以下「猟区」という。）における狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。

２　（略）

３　猟区の存続期間は、十年を超えることができない。

４　都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、安全な狩猟の実施の確保、狩猟鳥獣の捕獲等の調整の必要の有無その他の事情を考慮して、これをしなければならない。

### (2)北海道における猟区

| 区　　分 | 西興部村猟区 | 占冠村猟区 |
|---|---|---|
| 設　定　者 | NPO 法人西興部村猟区管理協会 | 占冠村 |
| 区　　域 | 西興部村全域（一部区域を除く） | 占冠村全域（一部区域を除く） |
| 存続期間 | H26/9/15～R6/9/14 | 同左 |
| 初　設　定 | H16 年度 | H26 年度 |
| 対象鳥獣 | ヒグマ以外の狩猟鳥獣 | 狩猟鳥獣全般 |
| 入猟期間 | エゾシカ以外：9/15～翌 2/末<br>エゾシカ：道が定める期間 | 同左 |
| 入猟承認料 | エゾシカ 30,000 円/人/回<br>エゾシカ以外 5,000 円/人/回 | 10,000 円/人/日 |
| ガイド料 | 20,000 円/日/組（必須） | 同左 |
| R５実績（エゾシカ） | ・延入猟者数：85 人日<br>・捕獲数：223 頭 | ・延入猟者数：58 人日<br>・捕獲数：40 頭 |

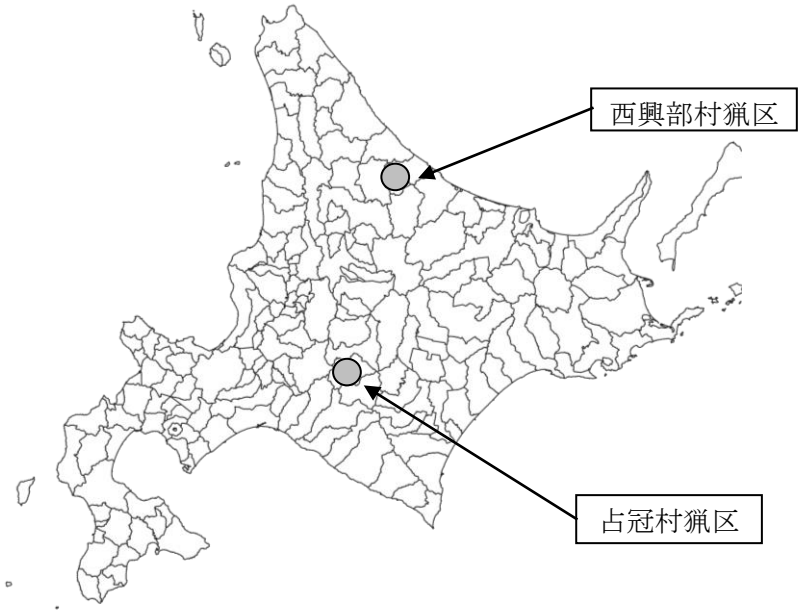


## 2. 占冠村猟区再認可申請に係る維持管理事務の委託について

### （1）猟区における事務の委託に係る規定

猟区の設定者が行政機関の場合であって、猟区内における狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要があると認めるときは、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、狩猟鳥獣の人工繁殖、当該猟区の維持管理に関する事務を第三者に委託することができる。

その場合、都道府県知事が、自然環境保全審議会等の合議制機関の意見を聴くこととされている。

【関係規定等】

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
（猟区の管理）
第七十三条　国は、その設定した猟区内における狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要があると認めるときは、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、その人工増殖その他の当該猟区の維持管理に関する事務を、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて、指定する者に委託することができる。
２　前項の規定は、地方公共団体が設定する猟区について準用する。この場合において、同項中「環境大臣が中央環境審議会の」とあるのは、「都道府県知事が合議制機関の」と読み替えるものとする。

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法
（令和４年９月 16 日付け自然環境局野生生物課長通知）
Ⅵ－５　猟区
２．猟区の事務の委託（法第 73 条関係）
法第 73 条の規程により委託する事務については次のとおりである。
(1)委託しうる事務の範囲
①　狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設置に関する事務
②　狩猟鳥獣の人工繁殖又は放鳥獣に関する事務
③　狩猟鳥獣の飼育に関する事務
④　入猟者の案内に関する事務
⑤　猟区の区域内における監視に関する事務

○当該規定の趣旨（出典：鳥獣保護管理法の解説（監修：環境省））
国又は地方公共団体の設定する猟区は、狩猟鳥獣の捕獲の調整という行政目的を達成する趣旨が強いものであり、この行政目的の範囲内で狩猟の規制を行いつつ、狩猟者の狩猟の用に供するという公物の性格を持っているので、猟区の管理運営に関する事務は、猟区設定者たる国又は地方公共団体が責任をもってこれにあたることが望ましい。
しかしながら、猟区の管理運営の事務のうち維持管理に関する事実行為についての事務までも猟区設定者が自らあたらなくてはならないという性質のものではなく、むしろ、第三者にこの事務を実際上行わせた方が、猟区の運営が円滑に行われることもあるので、猟区内において、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るために必要があると認められるときは、猟区の維持管理に関する事務の一部を第三者に委託できることとなっている。

（2）占冠村猟区の再認可申請

〇申請日：令和6年6月 20 日

〇開設期間：令和6年9月 15 日～令和 16 年9月 14 日（10 年間）

〇区　　域：占冠村全域（一部区域を除く）

〇事務の委託：事務の一部を委託する。（継続）

（3）事務の委託

ア　委託先（継続）

勇払郡占冠村字中央

北海道猟友会富良野支部占冠部会

イ　委託する事務の内容（継続）

占冠村猟区管理規定第 20 条 1 項に定める巡視員として、当猟区内の監視業務に就くこと。

○占冠村猟区管理規程（案）
（猟区の職員）
第２０条　猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

ウ　委託の方法（継続）

年度毎に占冠村猟区監視等委託業務を契約する。同委託業務に内包する「Ⅱ．巡視業務」に定める各項に従い巡視を実施させる。

エ　委託先の選定理由

① 猟友会占冠部会は村からエゾシカやヒグマなどを対象とする野生鳥獣被害対策業務を毎年受託、履行した実績を有し、また、道のライトセンサス調査にも参加しており、鳥獣に関する知識を有している。

② 猟友会占冠部会の会員は村に居住しており、村内の地理的な知見を有していると認められる。

③ 猟友会占冠部会の会員は土地所有者や住民との面識があり、村外からの狩猟者はこれと判別することが容易と考えられる。

④ 猟友会占冠部会の会員は村内各地域に居住しており、緊急時にも迅速な対応が可能と考えられる。

⑤ 平成 26 年設定の占冠村猟区において 10 年に渡り、今般予定しているものと同等の巡視業務を適切に実施してきた実績を有する。